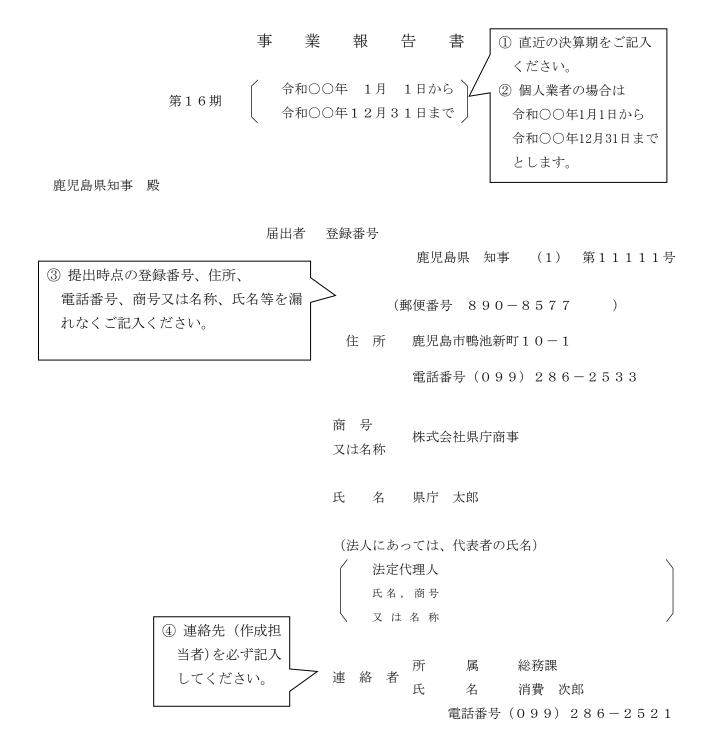
記載例

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号(第26条の29関係)



(記載上の注意)

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

事 業 報 告 書

目 次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役職員数、営業所・事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の担保内訳
- 5 貸付けの契約における公正証書の作成状況
- 6 資金調達の状況
- 7 延滞状況
- 8 指定紛争解決機関との契約締結等の状況
- 9 社内規則等の整備及び改正状況
- 10 従業者に対する研修の実施状況
- 11 内部監査の実施状況

- ① $1\sim11$ すべての書類が揃っているか必ず 確認してください。
- ② 該当のない項目についても「該当なし」等記載して必ず提出してください。

③ 記載基準日は決算期末日で記載します。

(個人の場合は12月31日)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 3 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。
 - ④ 記載に当たり、各表の「記載上の注意」をよくお読みください。

事 業 報 告 書

第16期 令和○○年1月1日から 令和○○年12月31日まで

- 直近の決算期を ご記入ください。
- ② 個人業者の場合は 令和○○年1月1日から 令和○○年12月31日まで とします。

1 貸金業務の概要

- ・貸金業を専業で行っている。
- ・消費者向け無担保・無保証で融資を行っており、当期においては借入状況の審査を厳格に行った結果、前期に比べ貸付残高が10%減少した。

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)、貸金業務の営業状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由)及び海外における事業展開等(進出国、拠点数、業務内容等)について簡潔に記載する。

2 役職員数、営業所·事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

	区分		人数	等	节		
				うち個人	うち法人		
役		員	5				
	うち常勤役	員	3				
従	職	員	2 0				
業	その	他	1 0				
員	計		3 0				
合		計	3 5				
営	業 所・事務	所					
	有人営業所・事務	旁 所	1				
	営業所・事務所	外					
	自動契約機設置簡	新	_				
	営業所・事務所外野	見金					
	自動設備自社設置的	 所	_				
	代理	店	_				
合		計	1				
提 携	隽先現金自動設備設置6	新 所	_				

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 営業所・事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人営業所・事務所内及び代理店内に設置されている ものを除いた数を記載する。
- 3 営業所・事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人営業所・事務所内、営業所・事務所外自動 契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3 関係会社の状況

tt Ib-	A-F	資本金 又は	主要な事業	議決権の所有又は 被所有割合		即区上点		
名称	住所	出資金	の内容	所有割	被所有			関係内容
		(百万円)		合(%)	割合(%)			
鴨池商事	鹿児島市	3 0	製造業		55.00%			親会社
新町商会	指宿市	2 0	不動産業	33.00%				関連会社

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第 8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 3 「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会社は都市名までを記載する。
- 4 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載する。
 - ② 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 第8条第8項

この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、 子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の 関連会社である場合における当該他の会社等(括弧内略)をいう。

- ①・役職員の兼任
 - 資金援助
 - ・営業上の取引状況 等について記載

4 貸付金の担保内訳

	受入担保の種類	Į		残 高		構	成 割 合
+	価 証	л с		4, 500	千円		%
有		券	(4, 500)	(%)
	ると手形			1, 000			
	うち手形		(1, 000)	()
	うち小切手			3, 500			
	プラグ ン 列子		(3, 500)	()
	うち株式		(- -)	()
債		长		_			
頂		権	(_)	()
	うち預金			-			
			(_)	()
商		品		_			
11-7			()	()
不	動	産		16,000			
	237		(8, 000)	()
財		団	(-)	()
	の fi			_			
そ		他	(_)	()
				20, 500			
	計		(12,500)	()
/□		証		=			
保			(_)	()
無	担	保		10,000			
/////	1류		(10,000)	()
合		計		30,500			100
		н	(22, 500)	(100)

(記載上の注意)

- 1 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度とした当計上する。
- 2 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

① [1についての例]

残高1,500千円で、担保評価額が手形1,000千円、不動産2,000千円の場合 ⇒手形1,000千円、不動産500千円 と記載

②括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載(内数)

5 貸付けの契約における公正証書の作成状況

件数・金額					件 数			金 額		
契約種	別					うち特別	定公正証書		うち特定公正証書	
					1件		1 件	2,000千円	2,000千円	
貸	付けに	係る	契 約	(1)	(1)	(2, 000)	(2, 000)	
保	証	契	約	(- -)	(_)	(–)	_ (_)	

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、貸金業法施行前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約 若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

6 資金調達の状況

借		入	先	等	残	高	平均調達金利
						千円	%
1	金	融	機	関		30,000	2. 15
2	関	係	会	社			
	(4	金融機関を	除く。)				
3	事	業	会	社			
	(信販	リース会	社を含む。)			
4	個			人			
5	そ	0	D	他			
		社債	• СР				
		合	計			30,000	2. 15
自		己	資	金		55,000	_
	(法)	人の場合は	自己資本)				
		資本金	(法人)			10,000	_

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引 当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

7 延滞状況

			延	滞残	高		业 拥 代 例	业 加 (含為)
	貸付金残高	1か月以上	3か月以上	6か月以上	1 年以上	計	当期貸倒 損失額	当期貸倒引当金額
		3か月未満	6か月未満	1年未満	1 平丛工	βl	頂人領	刀目並做
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
消費者向	29, 000	3,000	_	-	_	3, 000	1,000	0
- 円貫石円	29,000	(0)	(–)	(-)	(-)	(0)	(0)	(0)
		_	_	-	\-	_	_	_
事業者向	1,500	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)
合 計	30, 500	3,000	_	_	_ \	3,000	1,000	0
	30, 300	(0)	(–)	(–)	(-)	(0)	(0)	(0)

- 1 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 2 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。 (返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息 (資産不計上分を含む。) の発生したもの (未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの) を記載する。
- 5 表4の貸付金の種別残高及び表7の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。
- ① 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後の各期間区分に従い、延滞残高を記載。
- ② 契約書に定める期限の利益喪失事由に該当する場合は、その元本の残高すべてを計上。
- ③ 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息の発生したもの (未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月 未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載。

8 指定紛争解決機関との契約締結等の状況

日本貸金業協会

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号 又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載す ること。

9 社内規則等の整備及び改正状況

株式会社県庁商事社内規則

平成〇〇年〇月×日 貸金業協会の指導を受け苦情及び紛争等の対応体制の項目を改正

(記載上の注意)

- 1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合に は、その概要を簡記すること。
- 2 貸金業協会会員にあっては記載を要しない。
- 10 従業者に対する研修の実施状況

名称:従業員研修

目的:貸金業法等法的理解や事務手続き能力の向上

期間:平成○○年○月×日 対象者:営業課従業員

内容:主任者による講義

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

11 内部監査の実施状況

監査期間:平成○○年△月○日

対象部署:総務課,営業課,管理課

監査結果:全ての課において、特に指摘する事項はなかった。

改善策:特になし

- 1 「内部監査」とは、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環としての検査等を含まない。(ただし、内部監査の代替として行う措置がある場合には、当該措置を記載すること。)
- 2 内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付すること。
- 3 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を 記載する。